資　料

入間市下水道条例新旧対照表

改正案	現　行
（責任技術者の登録の資格） 第９条の７　略 ２　管理者は、次の各号の一に該当する者に対しては、責任技術者の登録を行わないことができる。 ⑴　略 ⑵　第４項の規定により責任技術者の登録を取り消され、その取消しの日から２年を経過しない者 ⑶　略 ３　略 ４　管理者は、市に登録された責任技術者が次の各号の一に該当するときは、その責任技術者の登録を取り消し、又は６箇月を超えない範囲内において、登録の効力を一時停止することができる。 ⑴　略 ⑵　第２項第１号及び第３号に掲げるものとなつたとき。 ⑶・⑷　略 （責任技術者証） 第９条の９　略 ２　略 ３　責任技術者は、第９条の７第４項の規定により登録を取り消されたときは、責任技術者証を遅滞なく管理者に返納しなければならない。また、同項の規定により登録の効力を一時停止されたときは、その期間中、責任技術者証を返納しなければならない。 ４　略	（責任技術者の登録の資格） 第９条の７　略 ２　管理者は、次の各号の一に該当する者に対しては、責任技術者の登録を行わないことができる。 ⑴　略 ⑵　次項の規定により責任技術者の登録を取り消され、その取消しの日から２年を経過しない者 ⑶　略 ３　略 ４　管理者は、市に登録された責任技術者が次の各号の一に該当するときは、その責任技術者の登録を取り消し、又は６箇月を超えない範囲内において、登録の効力を一時停止することができる。 ⑴　略 ⑵　前項第１号に掲げるものとなつたとき。 ⑶・⑷　略 （責任技術者証） 第９条の９　略 ２　略 ３　責任技術者は、第９条の７第３項の規定により登録を取り消されたときは、責任技術者証を遅滞なく管理者に返納しなければならない。また、同項の規定により登録の効力を一時停止されたときは、その期間中、責任技術者証を返納しなければならない。 ４　略